

青森県報

第四千七十四号

平成二十七年
十一月十八日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査の実施……………	(労 政 ・ 能 力 開 発 課)	一
農業振興地域の指定……………	(構 造 政 策 課)	二
農業振興地域の指定の一部改正……………	(同)	二
右 同……………	(同)	二
右 同……………	(同)	二
保安林の指定予定……………	(林 政 課)	三
右 同……………	(同)	三
右 同……………	(同)	三
漁業の許可等の申請期間……………	(水 産 振 興 課)	四
公共測量の実施……………	(監 理 課)	四
右 同……………	(同)	四
漁船保険付保義務の発生……………	(下 北 地 域 民 局)	五
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(情 シ ス テ ム 課 報)	五
肥料の登録……………	(食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課)	五
公安委員会		
電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札……………	(会 計 課)	六

告 示

青森県告示第八百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年 指 月 日 定
名 称 株式会社フレ デイ吉祥会	名 称 フレデイ居宅介 護支援事業所	平成 二七・一六
所 在 地 弘前市大字白石 町四七の一	所 在 地 弘前市大字白石 町四九の一	

青森県告示第八百六号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的
県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲
県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 従業員数、業種、所定内給与額

(二) 年末一時金要求の有無

(三) 年末一時金の要求日、要求額

(四) 年末一時金の受結日、受結額

(五) 一時金の受結時期

2 報告を求める基準となる期日は、調査実施年の要求・受結時期とする。

四 報告を求める者

平成二十六年年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合百六十三組合とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

平成二十七年十一月二十日から十二月十一日までとする。

青森県告示第八百七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び西北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

地域名	区	域
	五所川原市の区域のうち、次に掲げる区域	
	1 相内、太田、脇元、金木町、金木町川倉、金木町神原、金木町中柏木、金木町藤枝、金木町蒔田、大字浅井、大字一野坪、大字梅田、大字沖飯詰、大字金山、大字川山、大字高野、大字小曲、大字桜田、大字下岩崎、大字高瀬、大字太刀打、大字種井、大字	

五所川原

俵元、大字鶴ヶ岡、大字戸沢、大字豊成、大字中泉、大字長富、大字野里、大字羽野木沢、大字原子、大字毘沙門、大字福山、大字前田野目、大字松野木、大字水野尾、大字藻川、大字持子沢及び大字米田

地域

2 磯松、十三、金木町嘉瀬、金木町喜良市、字幾世森、字蘇鉄、大字飯詰、大字石岡、大字稲実、大字姥薮、大字漆川、大字神山、大字唐笠柳、大字新宮、大字田川、大字長橋、大字七ツ館、大字広田、大字吹畑及び大字湊の区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域

3 相内山国有林五五七林班イ小班、口小班及び八小班、五五八林班口小班及び二小班、小田川山国有林二四林班イ小班、二五林班口小班、二六林班口一小班及び口二小班、中州川山国有林一四八林班水小班、一四九林班口小班、一五〇林班八小班的区域

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第八百八号

昭和四十五年三月三十一日青森県告示第九十八号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

「五所川原市のうち次表に掲げる区域」を削る。
五所川原市のうち次表に掲げる区域の表を削る。

青森県告示第八百九号

昭和四十六年十二月二十五日青森県告示第九十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表の2金木地域の項を次のように改める。

2 郡別	
------	--

青森県告示第八百十号

昭和四十七年十二月二十八日青森県告示第九百十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表の7市浦地域の項を次のように改める。

7 市別	
------	--

青森県告示第八百一十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡三戸町大字川守田字下比良六六の一、字元木平八〇の九、八〇の一〇

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第八百一十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽一の一〇、一一

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第八百一十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

ので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡南部町大字鳥谷字小沼四二の一

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百十四号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項

（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船

底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた

ので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）

の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十八年一月四日から同月十四日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 平成二十八年二月一日から同年七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 百四十一隻

青森県告示第八百十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

二 測量の種類

公共測量（基準点測量）

三 測量の期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十五日まで

四 測量の地域

黒石市大字浅瀬石

青森県告示第八百十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(基準点測量)

三 測量の期間

平成二十七年十月十七日から平成二十八年三月二十一日まで

四 測量の地域

青森市内一円

青森県告示第八百十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四八 木村 常紀	六ヶ所海水
上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五の二 鳥谷部 信一	
上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一四の三 小泉 由一	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
全庁LAN設計等更新及び環境整備業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年十月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
三千百二十一万二千円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第四条第一項の規定により、平成二十七年十月二十六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三七六号	肥料の種類 混合堆肥複 合肥料	肥料の名称 パワー溪流	保証成分量 (パーセント) りん酸全量 一三・〇 く溶性りん酸 一・八 加里全量 一四・〇 く溶性加里 一三・六 水溶性加里 七・〇 く溶性苦土 二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社農産 技研 十和田市大字 三本木字並木 西一七一の一 二
----------------------	-----------------------	----------------	---	----------------------------	--

公 安 委 員 会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十一月十八日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等（青森県警察県内WAN端末等）一式

二 賃貸借期間

平成二十八年三月一日から平成三十三年二月二十八日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することができる。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十七年十二月七日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 〇一七 七三三 四二二 一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

2 入札書の提出期限

平成二十八年一月八日 午前十時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階 会計課会議室

平成二十八年一月八日 午前十時四十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二

八 契約保証金に関する事項

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十七年年度の契約金額とする。ただし、平成二十八年

から平成三十一年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額とし、

平成三十二年年度の契約金額は落札価格に十一を乗じた額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender: 10:30 A.M. January 8, 2016

3 Contact point for the notice: Supply Section Finance Division, Aomori Prefectural Police HQ 2-3-1 Shinmachi Aomori City, Aomori 030-0801 Japan TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭